

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月31日
【会社名】	株式会社インプレスホールディングス
【英訳名】	Impress Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関本 彰大
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町20番地
【電話番号】	03-5275-9011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役/執行役員CFO 山手 章弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区三番町20番地
【電話番号】	03-5275-9011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役/執行役員CFO 山手 章弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成26年3月27日開催の取締役会において、平成26年7月1日を効力発生日として、当社の経営管理機能と当社完全子会社株式会社インプレスコミュニケーションズ（以下、「ICC」）の販売/物流管理機能を会社分割（簡易新設分割）により新たに設立する株式会社Impress Professional Works（以下、「IW」）へ承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）新設分割の目的

グループ各社に分散している経営管理、販売/物流管理機能をIWに集約し、グループ最適化を目的に機能の再構築を図り、業務の合理化及び質の向上に取組みます。なお、当社が保有するグループの経営管理機能もIWに集約し、当社はグループの経営戦略策定及び新規事業開発に特化した機能のみを持つ体制へと変更することで、財務的にも利益配当が可能な体制へと変更を図ります。

（2）新設分割の方法

当社およびICCを分割会社とし、IWを新設分割設立会社とする共同新設分割であります。

（3）新設分割に係る割当ての内容

IWIは、本分割に際して、当社およびICCに対し、IWの普通株式を次のとおり交付します。

当社	普通株式	590株
ICC	普通株式	10株

（4）新設分割計画の内容

新設分割に係る日程

平成26年3月27日	共同新設分割計画の取締役会承認
平成26年7月1日	分割予定日（効力発生日）

なお、本分割は会社法805条に定める簡易新設分割に該当するため株主総会の承認を得ることなく行います。

その他の新設分割計画の内容

当社が、平成26年3月27日開催の取締役会で承認した共同新設分割計画の内容は、「共同新設分割計画書」のとおりです。

（5）新設分割に係る割当ての内容の算定根拠等

本分割における株式割当比率については、承継対象権利義務の簿価に基づき、両者において協議を重ねた結果決定されております。

（6）新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社Impress Professional Works
本店の所在地	東京都千代田区三番町20番地
代表者の氏名	代表取締役 関本彰大
資本金の額	30百万円
純資産の額	340百万円（予定）
総資産の額	480百万円（予定）
事業の内容	経営管理業務、販売及び物流の管理の受託、代行及びコンサルティング事業

(以下、新設分割計画の内容)

共同新設分割計画書

株式会社インプレスホールディングス(以下「IPH」という。)及び株式会社インプレスコミュニケーションズ(以下「ICC」という。)は、IPHの経営管理業務、ICCの販売・物流管理業務及びグループ運営に必要な共通事業資産の管理・運営(以下、総称して「本事業」という。)に関して有する資産、債務、契約その他の権利義務(以下「本権利義務」という。)を、新たに設立する株式会社Impress Professional Works(以下「新設会社」という。)に承継させるために会社法に定める新設分割の方法により会社分割(以下「本分割」という。)を行うこととし、次のとおり共同新設分割計画書(以下「本計画書」という。)を作成する。

1. 新設会社の定款の記載事項

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙 に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在場所は、東京都千代田区三番町20番地とする。

2. 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	関本 彰大
設立時取締役	山手 章弘
設立時取締役	二宮 宏文
設立時監査役	佐々木 敬

3. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

(1) 新設会社は、IPH及びICCから、本分割に際して、別紙 に記載のとおりの本権利義務を承継する。なお、承継する資産及び債務については、平成26年3月31日現在のIPH及びICCの貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに新設会社の設立の日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

(2) IPH及びICCから新設会社への債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとし、本分割後、IPH及びICCが新設会社に承継させた債務については、IPH、ICC及び新設会社は連帯債務者として責任を負う。

4. 本分割に際して交付する新設会社の株式の数

新設会社は、本分割に際して、IPH及びICCに対し、本権利義務に代わり、新設会社の普通株式を次のとおり交付する。

IPH	普通株式590株
ICC	普通株式10株

5. 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

(1) 資本金
金3,000万円

(2) 資本準備金
金0円

上記以外は会社計算規則の規定に従い、IPH及びICCが定める。

6. 新設会社の分割期日

新設会社の設立の登記をすべき日(以下「分割期日」という。)は、平成26年7月1日とする。ただし、IPH及びICCは、分割手続進行上の必要性その他の事由により、協議のうえ、これを変更することができる。

7. 新設会社の公告方法

新設会社の公告方法は、電子公告により行い、電子公告を掲載する登記アドレスは次のとおり設定する。

<http://impressholdings.com/info/profiles/iw.htm>

ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載する方法により行う。

8. 簡易分割

IPHは、会社法第805条に基づき、株主総会の承認を得ずに本分割を行う。

9 . 競業禁止義務の免除

IPH及びICCは、分割期日以降においても、本事業について、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。

10 . 本分割の変更

本計画書作成後、分割期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、本権利義務に重大な変動が生じたときは、IPH及びICCは協議のうえ、本計画書を変更または本分割を中止することができる。

11 . 規定外事項

本計画書に定める事項のほか、本分割に必要な事項は、本分割の趣旨に従い、IPH及びICCが協議のうえ、これを決定する。

以 上

平成26年3月27日

IPH 東京都千代田区三番町20番地
株式会社インプレスホールディングス
代表取締役 関本彰大

ICC 東京都千代田区三番町20番地
株式会社インプレスコミュニケーションズ
代表取締役 関本彰大

別紙

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社Impress Professional Worksと称し、英文では、Impress Professional Works, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

経営管理業務の受託、代行及びコンサルティング
販売及び物流の管理の受託、代行及びコンサルティング
インターネット及びコンピュータ・システムによる各種情報の提供サービス
インターネット及びコンピュータ・システムに関する調査、研究、企画、設計、開発及びコンサルティング
インターネット及びコンピュータ・システムの構築及び運用並びにそれらの受託及びコンサルティング
インテリジェントビル、事務所、スタジオの企画、設計、運営、売買及び賃貸
著作権、著作隣接権、肖像権、出版権、工業所有権その他の無体財産権の取得、利用許諾、管理、譲渡及び仲介
労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2,400株とする。

(株 券)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録をすることを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載または記録された者またはその相続人その他の一般承継人および株式取得者が株主名簿に記載または記録された者またはその相続人その他の一般承継人および株式取得者が署名または記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の設定)

第29条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は3名以内とする。

(監査役の監査の範囲)

第31条 当社の監査役は、会計監査ならびに業務監査を行う。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで

- とする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第36条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

- 2 期末配当金はその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。

(中間配当金)

第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当社の最初の事業年度は、当社設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時代代表取締役)

第39条 当社の設立時代代表取締役は、関本彰大とする。

(定款に定めない事項)

第40条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(附則の削除)

第41条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

上記定款は、東京都千代田区三番町20番地株式会社インプレスインプレスホールディングス及び東京都千代田区三番町20番地 株式会社インプレスコミュニケーションズを共同新設分割して当社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

別紙

承継権利義務明細表

分割期日において、新設会社が本分割によりIPH及びICCから承継する本権利義務については、法令もしくは契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとする。

本権利義務のうち、資産及び負債については、平成26年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。なお、債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金、売掛金、未収入金、その他一切の流動資産。

(2) 固定資産

有形固定資産

本事業に属する器具備品、その他一切の有形固定資産。

無形固定資産

本事業に属するソフトウェア、その他一切の無形固定資産。

投資その他資産

本事業に属する差入保証金、その他一切の投資その他資産。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属する未払金、未払費用、短期借入金、預り金、賞与引当金、その他一切の流動負債。

(2) 固定負債

本事業に属する退職給付引当金。

3. 承継する雇用契約

次の部門に所属する本事業に主として従事する全ての従業員との雇用契約。ただし、執行役員は除く。また、承継する従業員は、本分割期日時点において、引き続き在籍している者に限る。

IPH	ICC
広報室、システム戦略室、財務経理部、技術部、総務人事部、法務部	出版業務部

4. 承継する権利義務

本事業に属する取引の基本契約及び付随する契約、覚書、その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

以上